

2020年(令和2年)度 安全衛生重要推進事項

令和2年4月～令和3年3月



COHSMS

JC 033-4



株式会社 坂下組

令和2年度 安全衛生計画目次

1. 社長メッセージ	P 1
2. 安全衛生方針	P 2
3. 令和2年度 安全衛生目標	P 3
4. 令和2年度 安全衛生計画	P 4
5. 安全衛生重要推進事項の実施要領	P 5～P 8
6. 安全衛生管理活動の留意事項	P 9
7. 2019年 労働災害の現状	P 10
8. 株式会社 坂下組 安全施工サイクル	P 11

社 長 メッセージ

2020年(令和2年)度安全衛生計画の発表に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

皆様方には、日頃より職場の安全衛生活動の推進に際し、深いご理解と惜しみないご協力を戴いておりますことを心より感謝申し上げます。

昨年度末以降、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策の措置が世界規模で講じられています。当社としても、手洗い・うがい・アルコール消毒・マスク着用などの基本的な対策を徹底する等、店社・作業所が一体となって感染拡大防止に取り組んでいるところです。早期収束に向け、皆様のご協力をよろしくお願い致します。

さて、2019年(平成31年及び令和元年)の建設業における死亡者数は269人で、前年同月比で40人減少となり、過去最少を記録しました。そのうち墜落・転落による死亡者数は110人、前年同期比で2人増加となっておりますが、全産業の発生件数216人のうち約51%を建設業が占めているほか、建設業における墜落・転落災害は死亡災害型別で最も多くなっております。従いまして、高所作業時における安全対策等の法令を遵守し、「墜落・転落災害ゼロ」に積極的に取り組むことが重要です。

2019年の宮崎県下における全産業の死亡労働災害は12人で、前年に比べ3人増加、休業4日以上之死傷者数は1,482人で前年に比べ148人増加しております。今後も、自然災害からの復旧・復興や防災・減災のためのインフラ整備等による工事量増加に伴い、現場管理者や技能労働者不足、建設業従事者の高齢化や過重労働による疲労・ストレスに起因する労働災害の増加が懸念されます。今までにも増して、労働者の心身の健康の状態把握・保持増進を含め、安全衛生水準の向上を図る必要があります。

当社におきましては、2018年度に車両系建設機械による、重大な休業災害が発生しました。

これを受け、当該事故の原因及び防止対策等を全社的に共有し、再発防止に取り組んだ成果で、2019年度は重大な事故こそ発生しませんでした。残念ながら休業を伴う災害が発生しております。今後とも、「安全衛生パトロール報告」・「ヒヤリハット報告」等の要因別分析等を踏まえた、教育・指導強化を推進し、重大災害への防止対策が店社・作業所において円滑かつ効果的に講じられるよう、「建設業労働安全衛生マネジメントシステム(SAKASHITA・COHSMS)」を確実に運用してまいります。

皆様におかれましても、当社における様々な活動を通じて、「安全衛生管理」が全てに優先することを改めて認識し、「労働安全衛生関係法令を遵守」の上で、自主的な安全衛生活動の活性化を図っていただきたく存じます。

今年度の、「安全衛生重要推進事項」を契機として、各職場においては安全衛生意識の一層の高揚を図るとともに、関係者が一丸となって安全衛生活動を効果的かつ着実に実行していただきますようお願いいたします。なお、当社としましても皆様方が安心して、健康に働ける快適な職場環境づくりを今後とも進めていく所存でありますので、尚一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

安全衛生方針

当社は、安全で、健康で、安心して働ける快適な職場環境の形成を図り、安全管理の原点にある「人間尊重」の理念の実現を目指す。

1. 労働災害の防止は、企業経営の基盤をなす重要課題であり、最優先して取り組む。
2. SAKASHITA・COHSMSを適切に実施し、運用する。
3. 労働安全衛生関係法令及び社内規定を遵守する。
4. 全社員協力のもと、安全衛生活動を展開し、安全衛生水準の向上に努める。

株式会社 坂下組 の社員は、この安全衛生方針を理解し、労働災害・事故防止に万全を期すことを表明する。

株式会社 坂 下 組

代表取締役社長 坂 下 利 博

2020年(令和2年)度 安全衛生日標

基本目標

重大災害・公衆災害 の 「ゼロ達成」

管理目標

- | | |
|----------------------|---------------------|
| ①リスクアセスメントの確実な実施100% | ⑤熱中症災害・有害物質との接触災害ゼロ |
| ②墜落・転落災害ゼロ | ⑥飛来・落下災害ゼロ |
| ③建設機械・クレーン等災害ゼロ | ⑦転倒災害ゼロ |
| ④倒壊・崩壊災害ゼロ | ⑧交通労働災害、第三者災害ゼロ |

重点実施事項

(1) リスクアセスメントの確実な実施

- ①リスクアセスメントに基づいて店社・作業所内の体制の整備と施工計画書（作業計画書・作業手順書含む）作成時におけるリスクアセスメントの確実な実施。
- ②リスクアセスメントに必要な機械等の仕様書、災害事例等の情報の入手と、その結果を作業計画・作業手順、安全工程打ち合せへ反映し、実施状況を確認する。
- ③作業所で使用される有機溶剤等の化学物質に対する必要な情報（SDS等）の入手とリスクアセスメントの実施。

(2) 墜落・転落災害防止対策の徹底

- ①安全な作業床の設置。
- ②その日の作業開始前に手すりなどの「足場用墜落防止設備」の点検と、異常を認めた場合は、直ちに補修することの徹底。
- ③高所作業時は安全帯を使用する。
- ④高所作業については、作業手順を事前に検討して作業者に周知徹底する。
- ⑤はしご、脚立は丈夫な構造のもので、著しく損傷、変形等がないものを使用する。
- ⑥開口部・作業床の端部には、開口部の防護設備、及び滑動防止措置を講じた覆いを設ける。

(3) 建設機械・クレーン等災害防止対策の徹底

- ①各建設機械の種類ごとの安全対策の充実。
- ②センサー機能による危険予知システムの採用及び周辺作業員への危険体感教育等の実施。
- ③建設機械の作業半径内の立ち入り禁止及び荷の吊り上げ作業時は、吊り荷の下への、立ち入り禁止を徹底する。
- ④車両系建設機械作業等で、誘導者を配置するときは、一定の合図を定め、誘導者による合図を行う。
- ⑤解体工事においては、解体用機械の運転者及び周辺作業者に対する安全教育の実施と安全対策の徹底を図る。

(4) 倒壊・崩壊災害防止対策の徹底

- ①仮設構造物の土止め支保工・型枠支保工・足場等は安全性を十分考慮し、耐えられる強度を確保する。
- ②仮設構造物の土止め支保工・型枠支保工・足場等を組み立てる時は作業の方法、順序等の作業計画を定め、計画に従って組み立てる。又、解体も作業計画通り行う。
- ③地山の掘削等の斜面崩壊による労働災害対策はガイドラインに基づいた点検・監視・防止措置を講じる。
- ④型枠支保工の組み立て作業等、作業主任者の選任を必要とする作業は、作業主任者の直接の指揮の下で作業する。

(5) 熱中症予防、有害物質等のばく露防止対策の徹底

- ①熱中症予防の労働衛生教育の実施及びWBGT値測定器による測定結果に基づく健康状態確認のための巡視の徹底。
- ②ずい道等及び石綿の使用されている建物解体で、粉じん対策にかかる計画を事前に作成し、ばく露防止対策を講じる。
- ③化学物質の危険有害性による、作業者の健康障害を防止するため、ガイドラインに基づいた措置を講じる。
- ④ロックワールのばく露による健康障害防止及び振動工具による振動障害を予防するための作業手順を定め作業する。また、振動工具を用いた作業は、ばく露時間を定めた作業計画を作成し作業する。

(6) 飛来・落下災害、転倒災害、交通労働災害、第三者災害防止対策の徹底

- ①足場、型枠支保工の組み立て・解体時等の作業は、安全ネット・防護柵等の設備を講じる。
- ②材料落下防止のため作業床の端に幅木、メッシュシート又は防護網等を設ける。
- ③作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消を講じる。
- ④交通労働災害及び第三者災害を防止するため保安施設等の設置及び飛散防止対策を徹底する。

※「安全帯」が「墜落制止用器具」に改められたが、この推進事項の文書は「安全帯」と表記している。

令和 2 年度 安全衛生計画

点検・評価報告

報告部署作業所名

部門長又は所長名

工 期

報告期限 工事完了後10日以内 又は

上期＝令和 2 年10月10日

下期＝令和 3 年04月10日

印

上期・下期の報告は、提出欄に
印を入れること。

安全衛生方針	当社は、安全で、健康で、安心して働ける快適な職場環境の形成を図り、安全管理の原点にある「人間尊重」の理念の実現を目指す。 ① 労働災害の防止は、企業経営の基盤をなす重要課題であり、最優先して取り組む。 ② SAKASHITA・COHSMs を適切に実施し、運用する。 ③ 労働安全衛生関係法令及び社内規定を遵守する。 ④ 全社員協力のもと、安全衛生活動を展開し、安全衛生水準の向上に努める。
安全衛生目標	基本目標 管理目標 重大災害・公衆災害の「ゼロ達成」を目指す。 ① リスクアセスメントの確実な実施100% ② 墜落・転落災害ゼロ ③ 建設機械・クレーン等災害ゼロ ④ 倒壊・崩壊災害ゼロ ⑤ 熱中症災害・有害物質との接触災害ゼロ ⑥ 飛来・落下災害ゼロ ⑦ 転倒災害ゼロ ⑧ 交通労働災害、第三者災害ゼロ

書式-5.1.10 2017.11.20現在

項目 番号	重点実施事項	具 体 的 実 施 事 項	目 標	年間スケジュール												実 施 上 の 留 意 点	点検・評価 目標結果を達成 率で記入する。	改 善 策	
	4月			5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
1	安全衛生室長事項																		
	SAKASHITA・COHSMs について	①実施・運用状況を安全衛生委員会に報告し、課題・問題点 等の改善を図る。	毎月1回 100%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	課題・問題点を提起し、その改善策を実行するよう資料の提供を行う。		
		②安全衛生目標の達成状況	半期ごと100%						○						○		各作業所管理目標評価結果に基づく達成状況の点検評価（半期ごと：9月末、3月末=翌月にまとめ）		
	安全衛生教育	①システムの運用と充実に関する教育	毎月1回 100%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	小林本店・宮崎本社・日向支店の月例会で実施、及び必要な都度実施する。		
		②関係請負人（協力業者）への安全衛生教育	必要な都度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	関係請負人へ、パトロール結果等を踏まえ指導・教育を実施する。		
		③建設技術者安全衛生管理講座の受講（日程教育センター）ほか各機関の講習	該当者全員	21~23			13~15		8~10		4~6			8~10			一級施工管理技士を取得した社員の所長コース講座等の受講（スケジュール日程参照）・建災防・労働基準協会等の講習受講		
		④COHSMs内部システム監査担当者研修講座の受講	該当者全員	21~23			7~9		2~4		4~6		13~15		8~10		システム監査に必要な監査手法に関する基礎知識などを修得させる。		
主要行事等	①安全衛生委員会の開催	毎月1回 100%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	安全衛生委員会規定に基づき開催（原則第1土曜日午後1時より開催）			
	②顧問による安全衛生パトロール	毎月1回以上実施	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	予告なしで実施することもある。			
	③安全衛生室長による安全衛生パトロール	作業所 100%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	安全衛生パトロール実施要領に基づき実施			
	④坂下組安全大会	年1回			29											安全衛生委員会での実施要領に基づき実施			
その他	①システム文書・書式の見直し	必要な都度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	定例的な見直しを含め必要な都度見直しする。			
2	総務部長事項																		
	主要行事等	①定期健康診断の実施・ストレスチェックの実施	社 員 100%	○	○												有所見者のフォロー（かかりつけ医の推進）・職場環境等の把握と改善		
		②春・夏・秋・年末年始の交通安全運動	-		○			○					○	○			総務部長から通知される実施要領に基づき実施		
		③安全祈願祭	-											○			総務部長から通知される実施要領に基づき実施		
3	土木・建築部門長事項																		
	安全衛生教育	①部会でコスモスの実施・運用上の課題・問題点等協議し、 その結果を安全衛生室長に報告する。	毎 月 100%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月1回実施及び必要な都度実施する。		
	主要行事等	①部門長による安全衛生パトロール	作業所 100%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	安全衛生パトロール実施要領に基づき実施。 日報の記録で指導・是正事項を確認する。		
		②施工計画検討会の開催	該当作業所100%														施工計画検討会による計画内容の審査を徹底する。		
4	作業所長事項																		
	(1) リスクアセスメントの 確実な実施と確認	①リスクアセスメントに基づいて店社・作業所内の体制の整備と施工計画書 （作業計画書・作業手順書含む）作成時におけるリスクアセスメントの確実な 実施。②リスクアセスメントに必要な機械等の仕様書、災害事例等の情報の 入手し、その結果を作業計画・作業手順、安全工程打ち合せへ反映し、実施 状況を確認する。③作業所で使用される有機溶剤等の化学物質に対する 必要な情報（SDS等）の入手とリスクアセスメントの実施。	作業所 100%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	①工事着工時は、店社リスクアセスメント（RA）を確認し、作業所リスクアセスメント（RA）を実施しリスク低減措置を講じる。 工事安全衛生管理計画表・作業所工事安全衛生目標にも反映する。又、作業所は翌月の作業所RAを実施し、毎月の工 事安全衛生目標に反映する。②機械等の仕様書、災害事例等の情報を入力し作業所RAに反映する。各工種着工前の 協力業者RAは、毎日の安全作業打ち合わせ書の作業手順にも反映し、実施状況を管理する。毎日のRAを実施し措置を 講じた後は、KYを実施し、行動目標（具体的）を設定して参加者全員で唱和する。③塗装工事・防水工事等で使用される 化学物質に対する必要な情報（SDS等）の入手は、着工前に入手しRAを実施し、必要な措置を講じる。		
	(2) 墜落・転落災害防止 対策の徹底	①高所では足場等により作業床を確保し、集落防止設備を先行する。②作業床を設け ることができない時は、安全ネットを張り、網網などを設置し、安全帯を使用する。③高さ 2m以上の作業床のない箇所、または作業床の端、開口部等で開い、手すり等の設置が 困難な場所での作業等では、フルハーネス型安全帯を使用する。④はしご、脚立は丈夫 な構造のもので、著しく損傷、変形のないものを使用する。⑤開口部、作業床の端等には、 開口部の防護設備及び滑動防止措置を講じた要い設ける。ロープ高所作業では、身 体を保持する器具を取り付けるロープと安全帯を取り付けるロープの設置を行う。	作業所 100%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	①墜落・転落防止設備の作業床、手すり、中さん、幅木、安全ネット設置等を確認する。足場等を使用する協力業者 の職長は、作業開始前点検をし元請けに記録簿を提出し許可を得る。新設・変更等を行う場合は、元請けの社員、 及び作業主任者でそれぞれ点検し、記録簿を確認後許可をする。②作業床がない箇所、または足場組み立て・解 体、鉄骨の組み立て作業の安全帯はフルハーネス型を使用する。③はしごは幅30cm以上とし滑り止め装置、転倒防 止措置・脚立は横間金具・踏み板幅5cm以上のものを使用する。④高さ2m以上の開口部、作業床の端部は、作業 床面から高さ90cm以上の手すり、中さん、幅木等を設ける。又、標識等により注意喚起をする。足場における高さ 2m以上の作業床は40cm以上で、隙間を3cm以下とする。床材と建地とのすき間は12cm未満とする。		
	(3) 建設機械・クレーン等 災害防止対策の徹底	①作業計画に基づき作業を実施する。又、建設機械等（電動工具等含む）の点 検を実施する。②建設機械の作業半径内の立ち入り禁止及び荷物の吊り上げ作 業時の荷物の吊り荷の下への立ち入り禁止を徹底する。③車両系建設機械作業 等で、誘導者を配置する時は、一定の合図を定め誘導者に合図を行わせる。④ 解体用機械の運転者及び作業員に対する安全対策の徹底を図る。	作業所 100%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	①書式5.2.7の安全打ち合わせ書で、作業計画を実施し周知する。持ち込み点検・作業開始前点検は使用 す作業員 又は、資格者が行い、月次・年次点検も確認する。②立ち入り禁止措置を徹底し、BH等との 合図は、グーバー運動を実施し、クレーン作業は、立ち入り禁止措置、人払いを徹底する。③車両系建 設機械作業時は、作業計画で誘導員の合図誘導位置等を明確にする。④解体作業は作業計画で作業員の 作業場所等の周知を徹底する。		
	(4) 倒壊・崩壊災害防止 対策の徹底	①仮設構造物の土止め支保工・型枠支保工・足場等は安全性を十分考慮し、耐 えられる強度を確保する。②仮設構造物の土止め支保工・型枠支保工・足場等 を組み立てる時は作業の方法、順序等の作業計画を定め、計画に従って組み立 て。又、解体も作業計画通り行う。③地山の掘削等の斜面崩壊による労働災害 対策は、ガイドラインに基づいた点検・監視・防止を講じる。④作業主任者の選任 を必要とする作業は作業主任者の直接の指揮の下で作業させる。	作業所 100%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	①仮設構造物の設計時、特に水平方向の安全性を充分考慮し、荷重・外力を計算する。②作業主任者を選任し作 業主任者の直接の指揮のもとで作業させ監視等させる。③地山掘削の作業を行う場合は、周辺地山の調査を行い、 結果に基づいた施工計画を定める。掘削順序に応じた安全な勾配の取り方、掘削面の崩壊又は落石を防護するた めの防護方法、土止め支保工等の構造、排水の方法、点検・補修等の方法、異常時等の状態に応じて計画を変更 する等必要な措置を講ずる。④作業員名簿で、作業主任者を確認して、作業主任者の直接指揮のもとで作業させ、 安全帯及び保護網等の使用状況を監視させる。		
	(5) 熱中症予防、有害物 質等のはく露防止対 策の徹底	①熱中症予防のため作業所の巡回を実施し、健康状態を確認する。②すい 道等及び石綿の使用されている建物解体で粉塵対策にかかると計画を事前に 作成実施する。③化学物質の危険有害性による作業者の健康障害を防止す るためのガイドラインに基づいた措置を講じる。④ロックウールのばく露による健 康障害防止及び振動障害を防止する作業手順を定め作業させる。	作業所 100%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	①熱中症予防として、健康状態、WBGT値測定器による測定結果を記録し、結果を作業員へ周知するととも に巡回も徹底②粉塵対策として保護具（防塵マスク・メガネ・手袋等）の着用、使用状況を確認する。③化学 物質の取り扱い作業のRAは、リスクレベルとSDSに基づきリスク低減措置（防塵マスク・メガネ・手袋等）を講 じる。④ロックウール吹き付け作業員に対し、粉塵発散防止及び換気の方法、振動へのばく露を少なくする方 法、保護具の使用法、有害性についての教育を実施する。		
	(6) 飛来・落下、転倒、交 通労働、第三者災害 防止対策の徹底	①足場、型枠支保工の組み立て・解体等の作業は、安全ネット等の設備を講じる。 ②作業床端に幅木、メッシュシート又は防護柵等を設ける。③作業通路における段 差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消を講じる。④工事の計画及び作業中に必要 事項を調査し、感電防止に必要な計画を立て作業を実施する。④交通労働災害・第 三者災害を防止するため保安施設等の設置飛散防止対策を徹底する。	作業所 100%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	①足場資材・型枠資材の飛来落下防止策として、養生シート・安全ネット張り等の措置を講じる。②SS （整理・整頓・清掃・清潔・しなやか・安全）に努め安全通路を確保する。段差は足場板等で解消し、危険箇所は注 意喚起目的のロープ・表示設置等の措置を実施する。スラブ配筋上・生コン打設の足元は通路段差解消 のためメッシュロード等を使用する。③電動工具、配線漏電防止等の防止は、作業開始前点検を実施す る。④誘導員・見張り員を配置する。		
5	主要行事等	①施工計画検討会の開催	該当作業所100%														関係資料の内容の充実に努め、部門長と実施日を調整し実施する。		
		②労働災害防止協議会の開催	作業所 100%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月定期的（月末の週）に開催（注）月間工程表の安全衛生目標は月RAを基に定めて周知する。		
		③関係請負人（協力業者）の店社パトロールの実施	作業所 100%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	各作業所は毎月、協力業者による店社パトロールを実施し、その結果を作業所へ報告させる。		
		④関係請負人（協力業者）への安全衛生教育の実施	作業所 100%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	各作業所は毎月、協力業者の作業員を含めた、安全衛生教育を実施する。		
		⑤ヒヤリハット報告	作業所 100%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1ヶ月分を取りまとめて部門長を通し翌月5日までに安全衛生室長に報告する。		
		⑥全国安全週間	作業所 100%			○	○										安全衛生室長から通知される実施要領に基づき実施		
		⑦全国労働衛生週間	作業所 100%						○	○							安全衛生室長から通知される実施要領に基づき実施		
		⑧年末年始災害防止強調期間	作業所 100%										○	○			安全衛生室長から通知される実施要領に基づき実施		
		⑨年度末災害防止強調期間	作業所 100%													○	安全衛生室長から通知される実施要領に基づき実施		
		⑩救急薬品の点検補充	作業所 100%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月1回点検。 随時点検し補充する。		
		⑪安全宣言の掲示	作業所 100%	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	毎月更新して掲示する。		

(注) ① 目標及び目標結果：数値（○○％）で記入する。

② 評価：目標結果に対する自己評価及び今後の課題に対する対策・予防策を記入する。施工計画検討会の開催日を記入する。

③ 報告期限：点検後10日以内に報告する。

④ 年間スケジュール：該当欄に●印する。

安全衛生重要推進事項の実施要領

1. SAKASHITA・COHSMSの実施・運用について

- ① 店社・作業所は、リスクアセスメントに基づく低減措置を施工計画、作業計画・作業手順へ反映し、リスクアセスメント低減措置の実施と実施状況の記録確認を行い、労働災害の未然防止と安全衛生管理水準の向上を目指すため、適切に実施・運用する。
- ② 施工計画検討会で作業所の特性を考慮した災害防止対策を確立する。
施工計画検討会記録・施工計画書・工事安全衛生管理計画表で、施工計画・安全衛生対策等を明らかにすること。「作業所安全衛生目標」は店社リスクアセスメント(RA)を確認し、作業所リスクアセスメント(RA)を実施し、目標を定め明らかにする。
- ③ 毎日の作業は、協力業者リスクアセスメント(RA)を確認し、安全作業打合せ書で作業計画・作業手順を定め、作業にかかるリスクアセスメントを実施し、作業所長・職長の明確な指示のもと、全作業員に周知して作業を開始する。

2. 安全衛生教育の推進

- ① SAKASHITA・COHSMSの実施・運用に関する教育の徹底を図る。
担当＝安全衛生室長(月例会・安全衛生委員会)及び各部門長・各部門システム推進員
- ② 各種講習会への受講日を周知し計画する。
建設業労働災害防止協会(建設業安全衛生教育センター・建災防宮崎県支部主催) 講座
(公社) 宮崎労働基準協会主催講座 等
- ③ 関係請負人(協力業者)への安全衛生教育を実施する。
 - ・各作業所は、毎月1回以上は作業員への教育を実施する。
 - ・店社は、作業所へ毎月のヒヤリハット報告集計・パトロール結果報告等を資料として発信する。
 - ・店社は、作業所の関係請負人への安全衛生教育を支援する。

3. 重点実施災害の防止対策

(1) リスクアセスメントの確実な実施

店社・作業所は下記 1)～4)のリスクアセスメントを実施・運用する。

- 1) 店社リスクアセスメント(店社は年度末までにRAを作成)
- 2) 作業所リスクアセスメント(各作業所は着工から完成までのRAを着工前に作成)
- 3) 各作業所における協力業者リスクアセスメント(各工種ごと協力業者がRAを作成し提出)
- 4) 化学物質等に関するリスクアセスメント(化学物質についてRAの作成: 安衛法57条の3)

(2) 墜落・転落災害の防止対策の徹底

- 1) 作業主任者の選任を必要とする作業は、その者の直接の指揮の下で行う。
足場の組み立て等の作業では、特別教育修了者が従事する。(H29.7.1から義務化)
- 2) 墜落の恐れのある箇所での作業は、作業床を設け、その周辺には手すり等の措置をする。
作業床の幅は、40cm以上、床材間のすき間は3cm以下、床材と建地とのすき間は12cm未満とする。(安衛則:563条)
- 3) 高さ2m以上の開口部、作業床の端部には、床面からの高さ90cm以上のの手すり、囲い等、及び滑動防止措置を講じた覆いを設ける。手すりを設けた場合には、中さん、幅木等を設ける。
又、開口部であることの注意喚起の標識を設ける。
必要により取り外した場合は、その作業が終了後、直ちに復元する。
- 4) 作業床の設置等で、高さ2m以上の箇所(作業床の端、開口部等を除く)で、墜落により作業者に危険を及ぼすおそれがある次の各号に掲げる作業を行う場合には、防護網を張り、作業者に安全帯を使用させる等墜落による作業者の危険を防止するための措置を講じる。
 - (1) 鉄骨組み立て作業
 - (2) 足場の組み立て、解体又は変更の作業
 - (3) 足場における作業
 - (4) 屋根上における作業
 - (5) のり面等における作業
 - (6) その他墜落により作業者に危険を及ぼすおそれのある作業上記の(1)～(6)において、高さ5mを超える箇所で作業者に安全帯を使用させる場合は、フルハーネス型の安全帯を使用させる。
- 5) 安全帯等の使用は、高さが2m以上の箇所で、次の各号に掲げる作業を行う場合には、防網を張り、作業者に安全帯を使用させる等墜落による作業者の危険を防止するための措置を講じる。また、安全帯を使用する場合は、使用方法、使用条件を周知し遵守させる。
 - (1) 開口部等における手すり、囲い、覆い
 - (2) 一側足場における作業
 - (3) 等防護設備の取り付け若しくは取り外しの作業又は防護設備を取り外して行う作業
 - (4) 足場において、手すりを取り外して行う作業
 - (5) 足場において、手すりを設けることが著しく困難な作業
 - (6) つり足場における作業上記の(1)～(5)において、高さ5mを超える箇所で作業者に安全帯を使用させる場合は、フルハーネス型の安全帯を使用させる。
ただし、前項4)及び5)の作業で、フルハーネス型安全帯の着用者が地面に到達するおそれがある場合の「高さ5m以下」は、胴ベルト型安全帯(一本吊り)を使用することができる。

- 6) 足場の作業開始前点検は職長、新設・一部変更等後の点検は、元請社員・作業主任者で行い元請の許可を受けて作業を開始する。また、足場の新設・変更の場合、元請社員は「点検簿」を作成して記録する。
- 7) 足場組立・解体作業は、その作業員と作業手順を確認してから作業に着手する。
また、立入禁止措置については、その日の作業所全員に周知して作業を開始する。
- 8) 高所作業車・脚立・移動足場等を使用する作業は、作業所長に作業に最適な足場の使用許可を受け、使用時のルールを定め、そのルールを遵守して作業する。又、作業周辺（床など）に物など置かない。
- 9) 脚立・はしごは丈夫な構造のもので、著しく損傷、変形のないものを使用する。
脚立を使用する場合は、脚立使用作業手順書（脚立の設置方法、作業方法等について）を作成し教育・周知する。また、作業に応じ可能な限り可搬式作業台を推進する。
- 10) ロープ高所作業では、身体を保持する器具を取り付けるロープ（メインロープ）の強度の確保に加え、安全帯を取り付けるロープ（ライフライン）の設置を行う。

（３）建設機械・クレーン等災害の防止対策の徹底

- 1) 機械の運転・玉掛け作業は有資格者が行う。OP者は資格証を携帯する。顔写真入カードを運転席に掲示する。
- 2) 建設機械（電動機械工具含む）・クレーン等（玉掛け用具を含む）の作業開始前点検記録の提出を受け確認する。又、月次点検・年次点検も確認する。
- 3) クレーン等の定格総荷重と吊り荷重との比較検討を的確に行う。
移動式クレーン（H31.3.1以降に製造された）の吊り上げ荷重3t未満の定格荷重制限装置（直ちに作動を自動的に停止する装置）を備えているか確認すること。
- 4) 「安全装置解除スイッチ（モーメントリミット）」の鍵は、作業開始前点検時に鍵を元請（作業所）に預ける。
（作業所は解除した状態になっていないか確認し鍵を預かる。）
- 5) 関係者以外の者の作業半径内立入禁止措置を講じるとともに、吊り荷の直下には作業員を立ち入らせないようにする。
- 6) 建設機械によるはさまれ・巻き込まれ・激突されによる災害防止のため、死角の確認等は誘導員の合図等による安全対策を実施し、人感センサー等の装置導入対策の工夫をする。特に車両系建設機械を用いて作業を行う場合は、機械の種類、能力、運行経路の設定、配置、運転者及び誘導員の配置、照明設備、標識等を盛り込んだ作業計画を定め、この計画により作業を行う。
- 7) 車両系建設機械を用いて作業を行う時は、運転中の車両系建設機械に接触することにより労働者に危険が生じるおそれのある個所に、労働者を立ち入らせてはならないので、誘導員を配置する場合を除き作業員を重機の走行範囲・作業半径内に立ち入らせないこと。また、運転者は、誘導員が行う誘導に従うこと。
（安衛則第158条）
- 8) 車両系建設機械の運転について誘導者を置く時は、一定の合図を定め誘導者は合図を行う。（安衛則第159条）
また、誘導者に腕章を使用させること等により、関係者が識別できるようにする。（グーバー運動の推進）
- 9) 車両系建設機械（バックホウ）による用途外使用は禁止する。
- 10) 車両系建設機械の運転中に飛来物又は落下物により運転者に危険が生じる恐れのある場合にあつては、当該車両系建設機械に堅固なヘッドガードを設ける。
- 11) 路肩、傾斜地等で車両系建設機械を用いて作業を行う場合で、転倒または転落による危険が生じるおそれのあるときは、転倒時保護構造（ROPS）、横転時保護構造（TOPS）を備えた車両系建設機械を導入・使用すると共に、運転席はシートベルトを着用する。
- 12) 架空電線等のある場所での作業は、感電防止対策（電路の移設・防護等）を行い、監視員を配置する。
- 13) 解体工事においては、解体用機械の運転者及び周辺作業者に対する安全教育の実施と安全対策の徹底。
解体作業計画で作業員の作業場所（解体用機械立ち入り禁止）を周知し作業を行う。

（４）倒壊・崩壊災害の防止対策の徹底（地山掘削・土止め支保工・足場・型枠支保工等）

- 1) 仮設構造物の土止め支保工・型枠支保工・足場等は安全性を十分考慮し、耐えられる強度を確保する。
・仮設構造物の土止め・型枠支保工・足場等を組み立てる時は、作業の方法、順序等の作業計画を定め、計画に従って組み立てる。又、解体も作業計画通り行う。
- 2) 作業主任者の選任を必要とする作業は、その者の直接の指揮の下で行う。
安全帯及び保護帽等の使用状況を監視させる。
- 3) 地山の掘削等の斜面崩壊による労働災害対策はガイドラインに基づいた点検・監視・防止措置を講じる。
・日常点検は、作業開始前点検を行い・作業終了時点検も実施する。
・切土部の掘削高さが概ね1.5m～10m以下の斜面掘削作業では、着工前に実施する地質等の調査結果、及び発注者、調査・設計者、施工者（元方事業者及び専門施工業者）の3社が共通して用いる点検表を使用して斜面の状況を確認し得られた点検結果に基づく作業計画を作成する。
- 4) 作業計画書（安全作業打合せ書）の記載内容の充実（機械の配置・協議確認事項を正確に記入）を図り、関係者への周知を徹底するとともに、手順に基づいて作業する。
- 5) 安全なこう配を守り掘削する。すかし掘りはしない。
- 6) 法肩に残土等置かない
- 7) 資材等は立て掛けて置かない。立て掛けする場合は、倒壊防止策を講じること。

(5) 熱中症の予防、有害物質等のばく露防止対策の徹底

- 1) 快適な職場環境の形成をはかり、夏場における熱中症予防の対策を講じる。
 - ・熱ストレスの評価を行う暑さ指数は、WBGT測定器を設置するなどしてWBGT値を活用する。
(測定器は黒球付きを使用する)
 - ・WBGT値測定器による測定結果に基づく健康状態確認のため巡視を徹底し、熱中症予防のための労働衛生教育を実施する。
- 2) ずい道等建設工事及び石綿の使用されている建物解体で粉塵対策にかかる計画を事前に確認し実施する。
 - ・石綿の使用状況など発注者からの情報を入手し事前調査を実施し、作業計画を作成して隔離等の措置を講じて作業を行う。
 - ・ずい道等の建設工事における粉じん対策(じん肺の防止)を推進するため「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」及び「ずい道等建設工事における換気技術指針」に基づき措置を講じる。
- 3) 化学物質の危険有害による、作業者の健康障害を防止するため、「建設業における化学物質取り扱い作業のリスクアセスメントについて」のガイドラインに基づいた措置を講じる。
 - ・リスクレベルとSDSに基づきリスク低減措置(防毒マスク・保護メガネ・手袋等)を講じる。
- 4) ロックウール等のばく露による健康障害防止のため、作業手順を定め作業させる。
 - ・ロックウール吹き付け作業者に対し、粉じん発散防止及び換気の方法、保護具の使用方法的有害性についての教育を実施する。
- 5) ダイオキシシン類のばく露防止は、「廃棄物焼却施設関連作業におけるダイオキシシン類 ばく露防止対策要綱」に基づき、廃棄物焼却施設の解体(移動解体を含む)においての措置を講じる。
- 6) 振動障害(ばく露)等予防については、作業方法の改善、作業手順の作成及び関連した作業を組み込ませる等の実施によって、振動へのばく露ができるだけ少なくなるようにする。
振動工具取り扱い作業者には、防振手袋を、騒音については基準値85dB以下でも、作業状況を判断し耳栓及び耳覆い等の適正な安全衛生保護具を使用させる。
具体的な振動工具を用いた作業計画書を作成し、作業者に周知徹底を図る。
振動障害防止対策は、振動工具の使用時間の管理・防振手袋の着用の徹底・特定の労働者に作業が偏らないようにする。
※振動工具の一例：ピックハンマー、コンクリートバイブレーター、草刈り機、チェーンソー
※伐木作業等は、切創防止用保護衣着用を徹底し、「伐木・チェーンソー作業従事者特別教育」を修了している方が従事すること。
- 7) 研り作業等の粉塵対策は保護具(防塵マスク・保護メガネ・手袋等)の着用、使用を徹底する。
粉じん防止対策として、アーク溶接作業や研磨材を使った手動式動力工具での岩石などの研磨作業等を行う時は、屋内・屋外を問わず防塵マスクの着用・使用を徹底する。
- 8) 受動喫煙防止対策を徹底する。
専用の喫煙所を設置できない場合は、屋外喫煙所を設置する。ただし、労働者の日常使用している通路及び休憩所建物等への出入り口などには設置しない。労働者が直近で受動喫煙を受けない場所に設置する。また、第三者の通行帯・近隣家屋等、隣接する場所に設置す場合は、屋外排気等には十分考慮すること。

(6) 飛来・落下災害、転倒災害、交通労働災害、第三者災害防止対策の徹底

- 1) 足場、型枠支保工の組み立て・解体時等の作業は、安全ネット等の設備を講じる。
 - ・足場資材、型枠資材の飛来落下防止策として、養生シート、安全ネット張り等の措置を講じる。
- 2) 強風・台風時は、カラーコーン、足場安全ネット・朝顔、仮囲い、法面養生材等の点検、措置を講じる。
- 3) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消を講じる。
 - ・段差は足場板等で解消し、危険箇所は注意喚起目的のロープ、表示設置等の措置を実施する。
 - ・階段等を移動する時は、箱型の荷物を抱えて昇降しないこと。(段差で転倒する危険がある)
 - ・スラブ配筋上での作業・生コン打設等の足元確保では、通路段差解消・作業床幅400mm以上確保のため、メッシュロード等を使用する。
 - ・作業場内の整理整頓に努め、安全通路の確保を図る。
 - 5S：整理・整頓・清掃・清潔・躰に努め、安全通路を確保する。
 - 整理：要るものと要らないものを区分し、要らないものを一掃する。
 - 整頓：必要なものを、必要な時に、必要な量だけ安全に取り出せるように、物品の置き場、置き方を決めておくこと。
- 4) 交通労働災害・第三者災害等の防止教育を実施する
 - ・道路交通法を遵守する(わき見運転、飲酒運転厳禁・携帯電話使用禁止・速度超過運転禁止・最大積載量の遵守)
 - ・工事用車両等の運行は、あらかじめ運行経路及び安全ハザードマップを作成し、周知して遵守させる。
 - ・作業場付近の道路は、第三者が安全に通行できるよう必要な措置を講じる。(誘導員・見張り人を配置する。)
 - ・著しい騒音・振動・水質汚濁・粉塵等を発生させる有害な作業では、使用する機械の変更・工法の改善等の措置を講じる。
 - ・作業所内への、工事関係者以外の立入禁止措置を講じる。
 - ・車両のバック時は、後方確認の徹底・誘導者の合図に従う。(誘導者は笛等の補助具を使用する。)
 - ・車両の車止めの使用を徹底する。

4. 火災の防止対策の実施及び電気災害防止対策

- 1) 火気を使用するときは、火元責任者を定め、使用の都度「火気使用届」を提出させ、使用中・使用後の点検と確認を行わせる。
- 2) 火気を使用する作業は、消火器・防水用水・砂等を常に適切な場所に配置する。
- 3) 引火物・爆発物等は、保管場所を定め、危険物の表示をするとともに、その付近での火気使用を厳禁する。
- 4) 消火器の設置場所の周知と使用方法の訓練を行う。
- 5) 電気工事の計画及び作業中に必要事項を調査し、感電防止に必要な計画を立て作業を実施する。
 - ・架空電線の近接状況
 - ・地中電線の敷設状況
 - ・電気機械器具等の電気使用設備の種類及びその状況
 - ・受変電設備の状況

5. 安全施工サイクル活動の確実な実施

- 1) 毎日の実施事項
 - ①安全朝礼
作業所全員によるラジオ体操の実施・協力業者からの作業内容、安全衛生実施事項の報告
元請けからの作業間連絡調整・安全衛生指示、指導事項・行事予定等の周知
(※作業計画掲示板等で、作業間の連絡調整、立ち入り禁止箇所・安全通路等の周知を実施する)
 - ②安全ミーティング
作業計画に基づく、手順・RA・KY(行動目標)の実施
作業員への作業間の連絡調整・指示の徹底
 - ③作業開始前点検
設備・機械・電動工具等の点検・持込時点検を作業開始前に実施する。
 - ④作業所長の巡視
不安全状態・不安全行動等々排除・是正・指導を徹底するとともに、巡視の結果(記録)を朝礼・打ち合わせ時等の指導に反映する。
 - ⑤作業中の指導・監督(職長・作業主任者・安全衛生責任者)
 - ⑥安全工程打ち合わせ(当日の作業間調整・翌日の作業間調整・作業予定等)
 - ⑦持ち場後片付け
協力業者ごと持場の後片付けを徹底する。5S運動(整理・整頓・清潔・清掃・躰)を実施する。
 - ⑧作業終了時の確認・報告
協力業者の元請けへの報告(安全打ち合わせ書欄にある、作業終了時間を記入する)
- 2) 毎週の実施事項
 - ①週間工程打ち合わせ・週間一斉片付けを実施する。(各作業所は実施日を月間工程に記入する)
- 3) 毎月の実施事項
 - ①災害防止協議会の開催(毎月1回開催する)
 - ②定期点検・自主点検
持込機械・設備・機器等の定期点検を実施する。
 - ③安全衛生教育
安全衛生教育を毎月1回以上定期的に行い、安全衛生に対する感受性の養成に努める。
- 4) 随時行う活動
 - ①入場予定者との事前打ち合わせ
 - ②新規入場者教育
各作業所のごとの特性を踏まえた、事項を教育する。
 - ③持ち込み機械等の届出

6. 疾病予防対策・健康保持増進・メンタルヘルス対策の推進

- 1) 定期健康診断の実施 及び 有所見者は自分の健康は自分で守るという自己管理意識を持って対処する。
(健康診断結果により、かかりつけ医の指導の下健康管理を行う)
＜安全衛生作業の基本はまず健康＞
- 2) 高齢者(65歳以上)・年少者に対する健康管理と適正配置に努める。
- 3) 酸素欠乏症等の防止・腰痛防止 又、そのほかの障害防止として、高気圧障害防止・騒音障害の防止・一酸化炭素中毒の防止等の疾病予防対策に努める。
- 4) メンタルヘルス対策の推進は、「坂下組におけるストレスチェック制度対応について」を基に定めた「ストレスチェック制度実施規程」に基づき対策の推進に努める。

7. 安全衛生パトロールによる災害防止対策の指導強化

- 1) 顧問・安全衛生室長・部門長・協力業者事業主ごと、パトロールの視点を明確にして実施し、実態の把握と指導を徹底する。是正指示・是正確認の記録を厳格に行う。

安全衛生管理活動の留意事項

1. 建設労働災害、公衆災害の防止への取り組みについて

- ① 事前調査を実施し、「施工計画検討会・記録」に予想される災害防止対策を漏れなく反映させる。
(施工計画検討会・記録：部門長・作業所長・部門主任社員・安全衛生室長・協力業者 参画のもと作成)
- ② 公衆災害防止のため、工事関係者以外の第三者の災害を防止するため、[建設工事公衆災害防止対策要綱(国交省策定)の土木工事編・建築工事編に基づき保安施設等を設置する。
- ③ 国交省が示した「建築物の解体工事における外壁の崩落等による公衆災害防止対策に関するガイドライン」に基づき、その防止対策の徹底に努める。

2. 安全衛生管理体制の確立と組織的な取り組みについて

店社及び協力業者を含めた安全衛生パトロールによる災害防止対策の指導を強化する。

社内規定「安全衛生パトロール実施要領」に基づき実施し、是正指示と是正報告・是正確認を徹底する。報告・記録・保管
尚、指摘事項の他現場への水平展開＝安全衛生室長がパトロールの結果を取りまとめ各部門長に配付・部門長は部会で水平展開を徹底する。
作業所長は、作業所災害防止協議会等での協議を含め、協力業者の職長及び作業員と一体になり災害防止対策に努める。

3. 日常の安全衛生管理活動の取り組みについて

- ① リスクアセスメントに基づくリスク低減措置(安全作業打ち合わせ書の充実)
各工種着手前(施工計画・作業計画・作業手順)のRAを、毎日の作業打ち合わせ書の作業手順に反映し、実施状況を管理する。毎日のRAを実施し措置を講じた後は、KYを実施し、行動目標(具体的)を設定して参加者全員で唱和する。
- ② 作業所長による安全巡視を毎日実施し、不安全状態・不安全行動を排除する。
毎日午前・午後各1回不定期に実施し、朝礼・安全打ち合わせ書で指示したことが遵守されているかの視点で巡視し、その結果を安全・工事日誌及び安全作業打合せ書に記録する。
- ③ 労働安全衛生関係法令・社内規定の遵守(法令違反は絶対しないこと。確実に遵守すること。)
- ④ 毎月の安全教育・訓練の充実
4時間/毎月の安全教育・訓練に講師等を招いての教育実施及びタイムリーな安全教育・訓練を実施する。
交通事故防止対策(もらい事故を含む)についても教育・訓練を行う。
- ⑤ 安全施工サイクル活動を確実に実施する。
無事故・無災害による工事完成を目的に、施工と安全を一体的に推進することを目指す活動です。

4. 安全衛生管理に関する創意工夫への取り組みについて

- ① 墜落・転落、飛来・落下・転倒、はさまれ・巻き込まれ、交通災害防止等での設備の工夫を実施する。
- ② 安全衛生教育、講習会、安全衛生パトロール結果により得られた情報等の創意工夫、及び「見える化：あんぜんプロジェクト」等の事例を水平展開する。
- ③ 作業環境が厳しい作業所での環境改善等に関する工夫を実施する。
- ④ 作業中の道路等の事故防止。一般車両突入時の被害軽減対策及び一般交通確保等のための工夫を実施する。
- ⑤ 先進の安全設備、機械の導入(採用)

5. 安全協議会活動に関する取り組みについて (注) 他業者と近接して工事を行う場合の協議会も含む

- ① 安全協議会の会長、副会長に積極的に立候補してリーダーシップを図る。
- ② 率先して安全協議会の開催、安全衛生パトロールの計画・実施に参加する。

6. 地域社会から評価されるような安全職場実現への取り組みについて

- ① 定期的に作業所周辺を清掃する。
- ② 作業所の情報・宣伝活動を推進する。(工事予定等の掲示板設置等…)
- ③ 過積載防止に積極的に取り組む。
- ④ ゴミの減量化、アイドリングストップの励行等の地球環境への配慮を行う。
- ⑤ 保安帽に協力業者名及び作業員氏名(正面へ名字(ひらがな)の貼付を行う。)
作業所における作業員としての責任感を自覚させ、発注者、地域住民の信頼を得る。
- ⑥ 使用機械、工事車両へ会社名等を表示する。
当社工事用の機械、車両であることをアピールする＝他社との区別を明確化させる。
OP者の資格証写真・顔写真入カードを運転席外部に掲示する。

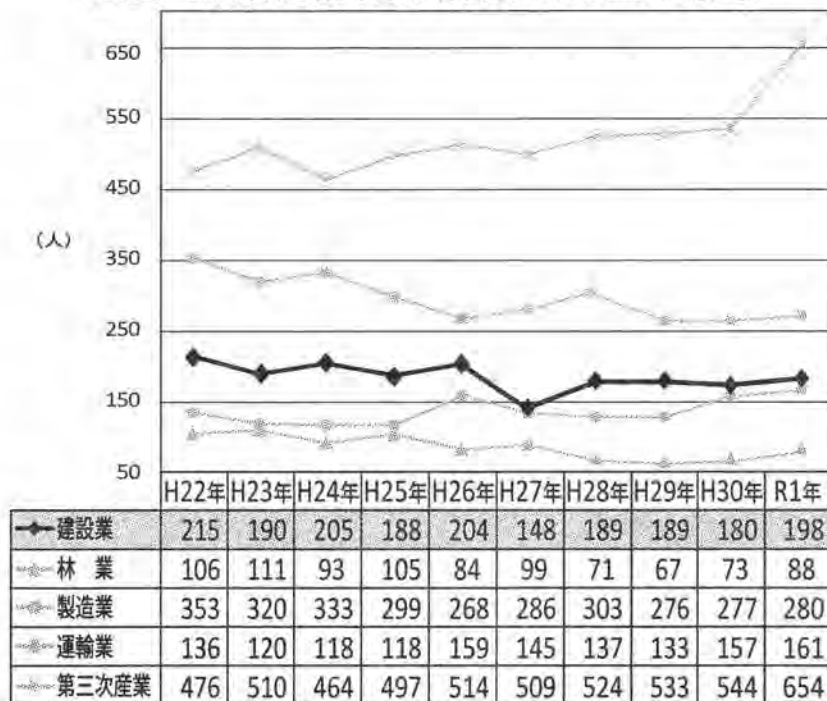
7. その他 独自の取り組み

- ※ 必要とする作業への明確化を図り、職務に対する自覚を促す。
・職長・作業指揮者・作業主任者・監視人・誘導者・免許等々について腕章着用又は保安帽への貼付をする。
- ※ 職長・安全衛生責任者の常駐について
・協力業者(1次・2次・3次…)の職長・安全衛生責任者は職長・安全衛生責任者教育を受講した人を作業期間中は常駐させること。

【宮 崎】

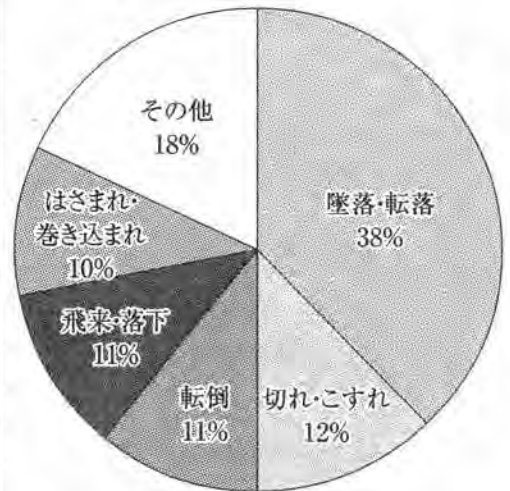
●宮崎県における労働災害の現状(平成31年/令和元年)

主要産業別死傷者数(休業4日以上)の推移



建設業

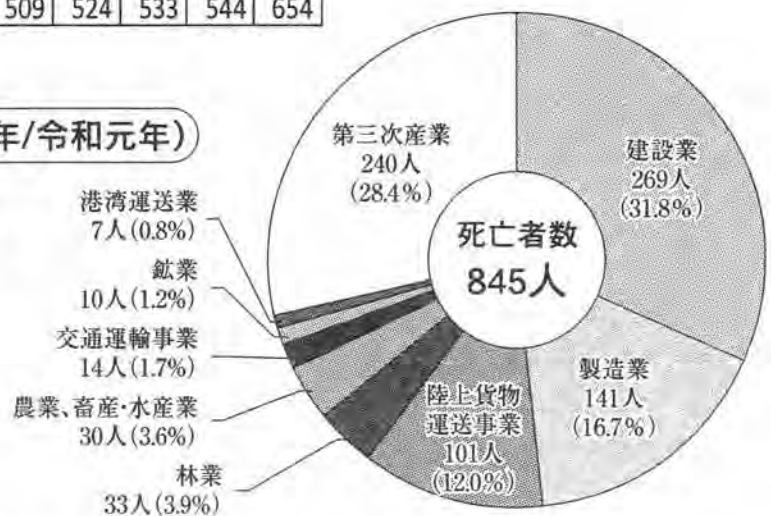
休業4日以上死傷災害事故の型別



【全 国】

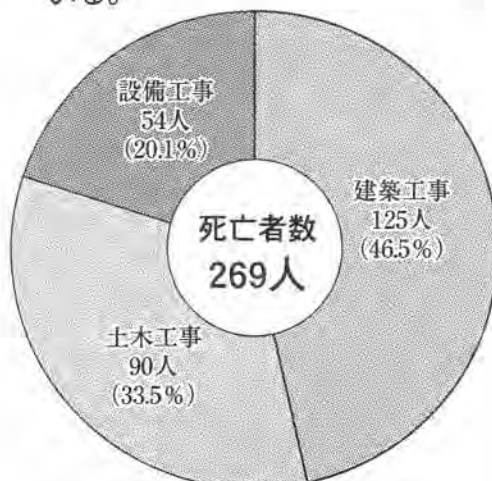
●業種別死亡発生状況(平成31年/令和元年)

◎建設業の死亡災害は269人(前年309人)で、全産業の31.8%(前年34.0%)を占めている。

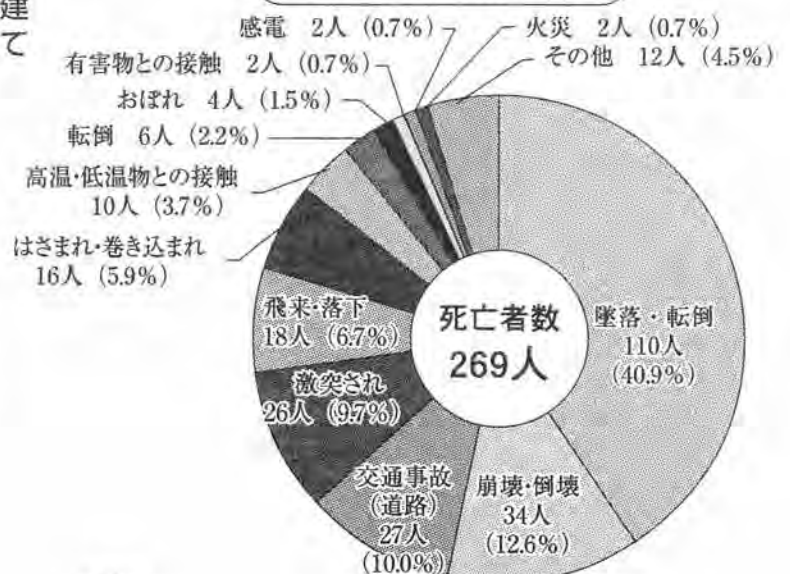


●工事の種類別死亡災害

◎工事の種類別では、建築工事125人と土木工事90人で計215人発生し、建設業の死亡災害数の80.0%を占めている。



●事故の型別死亡災害



安全施工サイクル

